

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況(警戒レベル5となる場合)においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 従前は、越水又は堤防の決壊などにより氾濫が確認されたときに警戒レベル5を発表していたところ、法改正に伴い、**今回新たに定める氾濫発生水位**に達した時点でも警戒レベル5を発表することとなった。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態**にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な**緊急安全確保措置の指示**やその他の的確な水防活動に繋げる。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報等の発表の判断要素として活用される。

※浸水想定区域・・・住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により浸水が想定される区域(市町村がハザードマップを作成することとなっている)

新たな通報制度の概要

